

愛媛労基発 0415 第 2 号
令和 6 年 4 月 1 5 日

関係行政機関、建設工事発注部局の長 殿

愛媛労働局労働基準部長
(公印省略)

令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進について (要請)

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の建設業における死亡災害発生状況を見ますと、令和 5 年の死亡者数(令和 6 年 3 月速報値。)は、212 人となっており、前年同期の 272 人と比較しますと減少しているものの、全産業での死亡者数 725 人(令和 6 年 2 月速報値。)のうちの 29.2%を占める状況となっており、依然として高い割合にて推移しています。

また、愛媛労働局管内の全産業における死亡者数(令和 6 年 2 月速報値。)は 10 人となっており、うち建設業において 5 人の方が亡くなられており、休業 4 日以上の高傷者数につきましては 166 人(新型コロナウイルス患者を除く、令和 6 年 2 月速報値。)で前年同期と比較して 34 人(17.0%)減少しております。

愛媛労働局では、従前より、労働安全衛生法令に基づく各種対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)に基づく措置的的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進しているところですが、なお一層の労働災害の減少に向けた取組を推進する。

今般、令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、工事発注に際しまして、工事受注者又は関係団体等に対し御周知いただきますとともに、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

